



島根県報

平成28年8月2日（火）

第2,823号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

| | | |
|--------------|-------------|---|
| 農用地利用配分計画の認可 | (農 業 経 営 課) | 2 |
| 保安林の指定（2件） | (森 林 整 備 課) | 3 |

【公 告】

| | | |
|---------------------------------------------------|-----------------|----|
| 島根県マイナンバー利用事務ネットワークディレクトリサービス構築及び運用保守業務に係る提案競技の実施 | (情 報 政 策 課) | 4 |
| 農用地利用配分計画の認可の申請 | (農 業 経 営 課) | 8 |
| 特定漁港漁場整備事業計画の変更案の公表 | (漁 港 漁 場 整 備 課) | 8 |
| 建設業法の規定による建設業の許可の取消し | (土 木 総 務 課) | 9 |
| 河川法の規定による簡易代執行の実施（2件） | (河 川 課) | 9 |
| 開発行為に関する工事の完了 | (都 市 計 画 課) | 10 |

【雑 報】

| | | |
|-------------|-------------|----|
| 危険物取扱者試験の実施 | (消 防 総 務 課) | 11 |
|-------------|-------------|----|

告 示

島根県告示第528号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可したので、同条第5項の規定により告示する。

なお、当該認可に係る農用地利用配分計画については、登載を省略し、島根県農林水産部農業経営課において縦覧に供する。

平成28年 8 月 2 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 認可に係る農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|--------------------------|-----------------|---------------------|
| 氏名又は名称 | 住 所 | |
| 農事組合法人 ふれあいファーム | 出雲市荒茅町1061-2 | 出雲市荒茅町268-1外292筆 |
| 前島 信行 | 出雲市荒茅町560-1 | 出雲市大社町中荒木字浜根509外2筆 |
| 進藤 慶一郎 | 出雲市荒茅町674 | 出雲市荒茅町1773-1外5筆 |
| 曾田 修一 | 出雲市荒茅町3212 | 出雲市荒茅町1952-1外1筆 |
| 松本 尚幸 | 出雲市荒茅町1054 | 出雲市荒茅町254 |
| 川上 徹男 | 出雲市荒茅町857-4 | 出雲市荒茅町1965-1 |
| 農事組合法人 まめなかファーム 新田後 | 出雲市灘分町1532-1 | 出雲市灘分町1744外2筆 |
| 岡 俊繁 | 出雲市平田町3709 | 出雲市大社町遙壩字阿式206-1外4筆 |
| 栗原 元一 | 出雲市大社町修理免571-3 | 出雲市大社町入南字中沢230外3筆 |
| 安田 誠 | 出雲市松寄下町1240 | 出雲市松寄下町814外4筆 |
| 木村 洋 | 出雲市稲岡町270 | 出雲市高岡町1297 |
| 三島 清三 | 出雲市稲岡町50 | 出雲市荻杼町142-1外1筆 |
| 大錦 美朝 | 出雲市稲岡町152 | 出雲市稲岡町326-2 |
| J Aいずもアグリ開発株式会社 | 出雲市今市町106-1 | 出雲市武志町97外2筆 |
| 永瀬 善教 | 出雲市今市町北本町4-2-11 | 出雲市矢尾町字下沢333外3筆 |
| 農事組合法人 上島第一営農組合 | 出雲市上島町1385-1 | 出雲市上島町字森坂1434-3外2筆 |
| 佐野 祐治 | 出雲市中野町111 | 出雲市荻杼町527-2 |
| 神田 伯 | 出雲市浜町1548 | 出雲市松寄下町830外4筆 |
| 塩野 一男 | 出雲市宇那手町95 | 出雲市稗原町字市森2782-4外4筆 |
| 景山 武 | 飯石郡飯南町都加賀387 | 飯石郡飯南町頓原1688-1外7筆 |
| 山田 裕信 | 飯石郡飯南町八神1121 | 飯石郡飯南町八神630-2外1筆 |
| 戸田 真 | 飯石郡飯南町野萱481 | 飯石郡飯南町下来島806外12筆 |
| 下赤名ファーム・エンジニアリン グ株式会社 | 飯石郡飯南町下赤名1315-2 | 飯石郡飯南町上赤名1662外8筆 |
| 藤井 康幸 | 飯石郡飯南町塩谷474 | 飯石郡飯南町塩谷703-1外1筆 |
| 池田 操 | 飯石郡飯南町塩谷713-1 | 飯石郡飯南町塩谷704-1 |
| 下赤名ファーム・エンジニアリン グ株式会社 | 飯石郡飯南町下赤名1315-2 | 飯石郡飯南町下赤名289-2外10筆 |

| | | |
|---------------|------------------------|-----------------------|
| 戸田 真 | 飯石郡飯南町野萱481 | 飯石郡飯南町下来島791-1外7筆 |
| 藤原 政彦 | 飯石郡飯南町下赤名2965-1 | 飯石郡飯南町上赤名1339外5筆 |
| 農事組合法人 眞栄グループ | 飯石郡飯南町真木227-5 | 飯石郡飯南町小田378-1外29筆 |
| 目黒 正也 | 飯石郡飯南町八神861 | 飯石郡飯南町八神860-2外6筆 |
| 農事組合法人 桜の郷 | 山口県萩市大字下小川2756 | 益田市桂平町804 |
| 合同会社 アグリ米ブリッジ | 益田市白上町イ598-2 | 益田市市原町イ359-1外1筆 |
| 御神本 康一 | 益田市大谷町506 | 益田市久々茂町口223外1筆 |
| 有限会社 ほなみ | 大田市川合町川合1178 | 大田市川合町川合字北之郷1257外18筆 |
| 岩谷 成樹 | 大田市川合町川合2471-1 | 大田市川合町川合字高瀬151-1外1筆 |
| 株式会社 小林電機 | 安来市飯島町525-1 | 安来市広瀬町布部1705-3外9筆 |
| 吉木 信明 | 安来市伯太町安田関49-2 | 安来市伯太町安田関170-1外2筆 |
| 石田 哲広 | 隠岐郡隠岐の島町南方924 | 隠岐郡隠岐の島町代向田163-4外2筆 |
| 農事組合法人 コスモアグリ | 隠岐郡隠岐の島町苗代田62 | 隠岐郡隠岐の島町蛸木山口899外2筆 |
| 高宮 武士 | 隠岐郡隠岐の島町都万1647 | 隠岐郡隠岐の島町都万新井2145-1 |
| 農事組合法人 都万営農 | 隠岐郡隠岐の島町都万3543 | 隠岐郡隠岐の島町都万新海2612-1外3筆 |
| 株式会社 だんだん牧場 | 隠岐郡隠岐の島町港町大津ノ二 13-4 | 隠岐郡隠岐の島町上西一ノ瀬40-1外1筆 |
| 有限会社 スプラウト島根 | 江津市桜江町市山429 | 江津市松川町上河戸259-2外1筆 |
| 農事組合法人 川平みどり | 江津市川平町南川上663-1 | 江津市松川町長良35-1外10筆 |
| 有限会社 ほなみ | 大田市川合町川合1178 | 大田市川合町川合字高瀬301-3外2筆 |
| 大崎 孝 | 大田市川合町川合2778-2 | 大田市川合町川合字岩ヶ坪1657-1外2筆 |
| 野津 勝巳 | 安来市赤江町1985 | 安来市赤江町字寺下1483外23筆 |

2 認可年月日

平成28年8月2日

島根県告示第529号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成28年8月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

出雲市所原町字ケラ3349、3350、5074-3、5074-4

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第530号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成28年8月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

江津市都野津町2216-2

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

島根県マイナンバー利用事務ネットワークディレクトリサービス構築及び運用保守業務の調達に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成28年8月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県マイナンバー利用事務ネットワークディレクトリサービス構築及び運用保守業務の調達

(2) 仕様

島根県マイナンバー利用事務ネットワークディレクトリサービス構築及び運用保守業務に係る提案競技要求仕様書による。

(3) 期間

ア 島根県マイナンバー利用事務ネットワークディレクトリサービス構築業務

契約の日から平成28年12月31日まで

イ 島根県マイナンバー利用事務ネットワークディレクトリサービス運用保守業務

平成29年1月1日から平成33年12月31日まで

(4) 提案価格の上限額

12,075千円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業にあっては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているものでないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

ク この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(ア) 目的

(イ) 企業体の名称

(ロ) 構成員の住所及び名称

(ハ) 代表者の名称

(ニ) 代表者の権限

(ホ) 構成員の出資の割合

(ヘ) 構成員の責任

(ト) 取引金融機関

(チ) 決算

(リ) 利益金の配当の割合

(ル) 欠損金の負担の割合

(レ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ロ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(セ) 解散後の瑕疵担保責任

(リ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからキまでに該当すること。

エ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

平成28年8月2日（火）から同月12日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 配布場所

松江市殿町1番地（島根県庁本庁舎4階） 島根県地域振興部情報政策課システム企画グループ

(3) 配布手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。

4 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

(1) 提案競技参加資格確認申請書 1部

(2) 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

(3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）

(4) 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

(5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

(6) 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）

(7) 提案書提出書 1部

(8) 提案書 7部

(9) 見積書 1部

5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

(1) 提出方法

郵送又は持参による。

(2) 提出期限

ア 4の(1)から(6)までの書類については、平成28年8月24日（水）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

イ 4の(7)から(9)までの書類については、平成28年9月12日（月）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

(3) 提出先

郵便番号690-8501

松江市殿町1番地 島根県地域振興部情報政策課システム企画グループ

電話 0852-22-6338 ファックス 0852-22-5969

電子メール infosys@pref.shimane.lg.jp

6 提案競技説明会

提案競技説明会は、行わない。

7 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること（ファックス又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。

(2) 質問提出期限は、平成28年8月12日（金）午後5時までとする。

(3) 提出先

5の(3)に同じ。

- (4) 質問に対する回答は、平成28年8月22日（月）までに、提案競技説明書受領者全員に対しファックス又は電子メールにより通知する。

8 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、平成28年8月30日（火）までに、郵送にて通知する。

9 選定方法

- (1) 島根県マイナンバー利用事務ネットワークディレクトリサービスク構築及び運用保守業務に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い事業予定者を選定する。
- (2) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じヒアリングを行う。
- (3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。
- (4) ヒアリングの日程等については、提案競技の参加者に別途通知する。
- (5) 審査は、次の方法で行う。
- ア 仕様書に記載してある要求要件が満たされていることを確認する。
- イ 提案書に記載された提案内容を別に定める評価基準に基づき評価する。
- (6) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (7) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

10 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は、無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が、当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき、及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

11 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

12 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

13 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required : Active Directory Domain Services system for Shimane Prefectural Government 1 set
- (2) Deadline for submission of proposal documents : 3 : 00 p.m. 12 September 2016
- (3) For further details contact : Information Policy Division 1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan
TEL : 0852-22-6338

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該申請に係る農用地利用配分計画は、公告の日から2週間島根県農林水産部農業経営課において縦覧に供する。

平成28年 8 月 2 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 申請に係る農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|---------------|----------------|----------------------|
| 氏名又は名称 | 住 所 | |
| 山下 秀幸 | 邑智郡川本町大字湯谷291 | 邑智郡川本町大字北佐木38-1外4筆 |
| 永田 巳好 | 安来市赤江町239 | 安来市荒島町字川原185外2筆 |
| 岸 勝範 | 出雲市白枝町767 | 出雲市白枝町字南芦田921外1筆 |
| 岡 俊繁 | 出雲市平田町3709 | 出雲市大社町遙堪字南馬渡2238 |
| 若槻 博美 | 出雲市矢尾町306 | 出雲市矢尾町字下沢238外2筆 |
| 倉橋 直樹 | 出雲市日下町717 | 出雲市日下町316-1外4筆 |
| 落合 好美 | 出雲市常松町245-2 | 出雲市常松町275-1外3筆 |
| 立脇 務 | 出雲市天神町779 | 出雲市白枝町312 |
| 勝田 茂 | 出雲市姫原町157 | 出雲市浜町字島田206外4筆 |
| 福島 聡 | 出雲市大塚町1348 | 出雲市矢野町95外1筆 |
| 松井 幸男 | 出雲市武志町186 | 出雲市武志町237外1筆 |
| 三島 清三 | 出雲市稲岡町50 | 出雲市荻杼町56-2外13筆 |
| 有限会社 グリーンワーク | 出雲市佐田町東村396-4 | 出雲市佐田町一窪田字原川210外9筆 |
| 株式会社 未来サポートさだ | 出雲市佐田町反邊1391-1 | 出雲市佐田町反邊字竹ノ内949-2外1筆 |

2 申請年月日

平成28年 7 月 19 日

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を変更しようとするので、同条第11項において準用する同条第4項の規定により次のとおり公告し、当該事業計画の変更案を公衆の縦覧に供す

る。

なお、当該事業計画の変更案に意見のある者は、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成28年8月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 漁港漁場整備法第17条第11項において準用する同条第4項の規定により縦覧に供すべき書類の名称
和江地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更案

- 2 縦覧の期間

平成28年8月2日から同月21日まで

- 3 縦覧の場所

島根県農林水産部漁港漁場整備課、島根県浜田水産事務所及び大田市役所

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第2号の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成28年8月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 処分をした年月日

平成28年7月14日

- 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

- (1) 処分を受けた者の商号

有限会社高山建設

- (2) 主たる営業所の所在地

益田市須子町45-9

- (3) 代表者の氏名

高山 宏光

- (4) 許可番号

島根県知事許可（般-23）第4910号

- 3 処分の内容

許可の取消し（許可を受けている全ての業種の許可の取消し）

- 4 処分の原因となった事実

有限会社高山建設の役員は、刑法（明治40年法律第45号）第204条違反により、平成27年6月12日に倉吉簡易裁判所から罰金10万円の判決を受け、同月27日に刑が確定した。

このことが、建設業法第29条第1項第2号に該当すると認められる。

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じようとする必要な措置について、当該措置を命ずべき者が平成28年9月2日までに当該措置を行わないときは、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、これに要した費用については、同条第9項の規定により当該措置を命ずべき者の負担とするので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成28年8月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 河川名

一級河川斐伊川水系湯谷川（出雲市平田町地内）

2 当該措置を命ずべき者

次に掲げる船舶等の所有者、占有者その他権原を有する者

中の島大橋付近の右岸に放置されている船舶、係留施設及びその他附属物一式

3 当該措置の内容

当該船舶等を河川区域外に除却すること。

4 当該措置を行うべき理由

当該船舶等の放置が河川法第24条及び第26条の規定に違反しているため

5 本件に関する問合せ先

〒693-8511 出雲市大津町1139

出雲県土整備事務所維持管理部管理第一課 電話 0853-30-5632

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じようとする必要な措置について、当該措置を命ずべき者が平成28年9月2日までに当該措置を行わないときは、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、これに要した費用については、同条第9項の規定により当該措置を命ずべき者の負担とするので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成28年8月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 河川名

一級河川斐伊川水系平田船川（出雲市園町地内）

2 当該措置を命ずべき者

次に掲げる船舶等の所有者、占有者その他権原を有する者

平成28年5月6日に出雲市園町地内の平田船川で転覆し、漂流していた船舶 1隻

（河川管理上支障があったため、現在は、出雲市平田町地内の湯谷川揚水機場付近の河川区域に仮置き中）

3 当該措置の内容

当該船舶等を河川区域外に除却すること。

4 当該措置を行うべき理由

当該船舶等の放置が河川法第24条の規定に違反しているため

5 本件に関する問合せ先

〒693-8511 出雲市大津町1139

出雲県土整備事務所維持管理部管理第一課 電話 0853-30-5632

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年8月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市島田町字羽根1171番1

面積 280.44平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取県米子市陰田町397番地1
ウエストサイドウッド206号室
岩崎 賢、岩崎 由莉

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定により、島根県知事の委任に係る平成28年度第2回及び第3回危険物取扱者試験を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第56条第1項の規定により公示する。

平成28年 8 月 2 日

一般財団法人消防試験研究センター理事長 北 村 吉 男

1 試験の種類

甲種危険物取扱者試験
乙種危険物取扱者試験
丙種危険物取扱者試験

2 試験日及び試験場所

| 区 分 | 試験日 | 試 験 場 所 |
|-----|----------------|---------------|
| 第2回 | 平成28年11月6日（日） | 出雲市、浜田市、隠岐の島町 |
| 第3回 | 平成28年11月13日（日） | 松江市、大田市、益田市 |

3 試験の開始時間

午前の試験 10時00分（9時30分までに集合すること。）

午後の試験 13時30分（13時00分までに集合すること。）

4 受験手続

(1) 受験願書提出先

書面申請（願書による受験申請）と電子申請（インターネットによる受験申請）の2通りのうち、いずれかによる。

ア 書面申請の場合

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部（願書を持参又は郵送のこと。）

イ 電子申請の場合

一般財団法人消防試験研究センターのホームページに詳細掲載

ホームページアドレス <http://www.shoubo-shiken.or.jp>

(2) 受験願書受付期間

ア 書面申請の場合

平成28年9月6日（火）から同月20日（火）まで（郵送の場合は、9月20日の消印有効）

イ 電子申請の場合

平成28年9月3日（土）午前9時から同月17日（土）午後5時まで（受付期間中、24時間受け付ける。）

(3) 受験手数料

甲種危険物取扱者試験 5,000円

乙種危険物取扱者試験 3,400円

丙種危険物取扱者試験 2,700円

5 その他

(1) 書面申請の場合

ア 受験願書用紙配置場所

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県防災部消防総務課、島根県隠岐支庁、各県民センター（事務所）、各消防本部及び各地区危険物保安協会

イ 郵送により受験願書を請求する場合

「危険物取扱者試験願書請求」と朱書した封筒に、140円分の切手を貼った請求者宛先明記の返信用角型2号封筒（A4サイズ）を同封し、一般財団法人消防試験研究センター島根県支部宛て送付する。

ウ 問合せ先

〒690-0886 松江市母衣町55 島根県林業会館2階

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部

電話 0852-27-5819 F A X 0852-25-8242

(2) 電子申請の場合

問合せ先

一般財団法人消防試験研究センター 電子申請室

専用電話 0570-07-1000（有料）

受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）